

松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託優先交渉権選定方法について

松江市が実施する「松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託プロポーザル」における優先交渉権者の選定は、下記に掲げる方法による。

記

1 審査委員会

- (1) 提出された提案書等の審査は、松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書等及びプレゼンテーションの内容を「松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）」に基づいて審査し、優先交渉権者と次点の交渉権者を選定する。

2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 審査委員会の委員は、提案内容（提案書等及びプレゼンテーション）が「松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託プロポーザル募集要項」及び「松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託仕様書」の要求項目を満たし、良好に業務を完遂する期待度を、審査基準により判定し採点する。
- (2) 採点方法は、委員 1 名につき評価点 100 点満点とし、審査基準により配点する。
- (3) 審査する委員は、3 名とする。（300 点満点）
- (4) 各委員は、プロポーザル参加者ごと評価点を比較して順位を付与し、最も多く第 1 位を付与された事業者を優先交渉権者とする。
- (5) 最も多く第 1 位を付与された事業者が複数あった場合は、各委員が採点した評価点の合計（300 点満点）が最も多い事業者を優先交渉権者とする。
- (6) 次点の交渉権者は、優先交渉権者となる事業者を除き、各委員が採点した評価点の合計（300 点満点）が最も多い事業者を次点交渉権者とする。
- (7) 上記（5）（6）において、評価点の合計が同点である場合は、各委員の合議によって提案内容の比較審査を行い、交渉権者を決定する。
- (8) 評価点の合計が満点（300 点）の 6 割（180 点）に満たない場合は、交渉権者として選定しない。

松江市再生可能エネルギー地産地消モデル検討業務委託プロポーザル審査基準

分類	審査項目	審査の視点	配点
業務遂行能力	類似業務受託実績	類似業務の実績はどの程度あるか	5
	業務実施体制	業務遂行にかかる体制が十分に整っているか	10
実施方針・実施フロー・工程計画	業務理解度	目的、条件、内容の理解が高い場合に優位に評価する	5
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する	5
	工程管理	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する	5
評価テーマ1に関する提案内容	的確性	着眼点、課題、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する	15
	実現性	提案内容を裏付ける具体例を示すなど説得力がある場合に優位に評価する	15
評価テーマ2に関する提案内容	的確性	着眼点、課題、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する	15
	実現性	提案内容を裏付ける具体例を示すなど説得力がある場合に優位に評価する	15
プレゼンテーション		説明の内容が明確かつ簡潔なものか	5
価格		見積額	5
評価点（計）			100